

訪問介護従前相当サービス サービスコード表

令和7年4月適用

サービスコード		サービス内容略称			算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型サービス11	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		1.176	1月につき
A2	2111	訪問型サービス11日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		39	1日につき
A2	1211	訪問型サービス12	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		2.349	1月につき
A2	2211	訪問型サービス12日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		77	1日につき
A2	1321	訪問型サービス13	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		3.727	1月につき
A2	2321	訪問型サービス13日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		123	1日につき
A2	2411	訪問型サービス21	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		287	1回につき
A2	2511	訪問型サービス22	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		179	
A2	2621	訪問型サービス23	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回を超える程度)		220	
A2	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・要支援2(20分未満)		163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	-2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合 ÷ 30.4日	-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21			(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				(二)所要時間45分以上の場合	-2
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算			1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算			1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算			1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算			1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算			1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算			1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算			1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算			1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算			1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算			1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算			1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5%加算			1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算		200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	訪問型サービス生活機能向上加算(Ⅰ 100単位加算		100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		訪問型サービス生活機能向上加算(Ⅱ 200単位加算		200	
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ス 口腔連携強化加算	50単位加算		50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算		